

受付印

児童手当・特例給付 認定請求書

函館市福祉事務所長 様

※ 太わくの中を記入してください。

請求者	提出年月日	令和 年 月 日		支払希望金融機関	金融機関名称		支店名				
	(ふりがな)				銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店コード		支店			
	氏名 (法人名等)					口座名義 (わか)					
	個人番号					口座番号					
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	函館市 町 丁目 番 号			<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する ※マイナポータルにおいてご登録いただく必要があります。						
	1月1日時点の住所	1～5月分請求 (前年)			6～12月分請求 (本年)						
	性別	男・女	生年月日		平成 昭和	職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者				
配偶者の有無	(ふりがな)	氏名		職業	ア 被用者 イ 公務員 (勤務先:) ウ 被用者等でない者						
有・無	個人番号			1月1日時点の住所		1～5月分請求 (前年)					
	※住所 (請求者と異なる場合)					6～12月分請求 (本年)					
児童氏名		続柄	児童の生年月日	同居・別居の別	児童の住所 (別居の場合のみ記載)	監護の有・無	生計関係	3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生	
(ふりがな) ①			平成 令和	同・別		有・無	同一・維持				
		海外留学の場合は出国日		児童との関係	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
(ふりがな) ②			平成 令和	同・別		有・無	同一・維持				
		海外留学の場合は出国日		児童との関係	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
(ふりがな) ③			平成 令和	同・別		有・無	同一・維持				
		海外留学の場合は出国日		児童との関係	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
(ふりがな) ④			平成 令和	同・別		有・無	同一・維持				
		海外留学の場合は出国日		児童との関係	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母						
加入年金	1 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は()内に○を記入してください。 () 2 私立学校教職員共済 () 3 国家公務員共済 () 4 地方公務員共済 () 5 日本郵便共済		6 国民年金 7 未加入 99 その他 ()		扶養親族等および児童の数 人 〔 うち70歳以上の同一生計配偶者および老人扶養親族の合計数 人 〕						
	年分所得の状況		申請者所得		配偶者所得		円				
※審査	政令第3条第1項による控除		控除					控除後の所得額		円	
	一律	給与所得/公的年金	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等	障害者控除	寡婦/ひとり親/勤労	所得制限限度額		円	
申請者	8万円	円	円	円	円	円	円	円		円	
配偶者	8万円	円	円	円	円	円	円	認定・却下年月日		・	
備考	請求書受付時の不足書類 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 別監申立 <input type="checkbox"/> その他					認定事由 <input type="checkbox"/> 転入 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	連絡事項					支給開始年月					
						区分					
						児童数・手当月額					
					3歳未満		人		円		
					3歳以上小学校修了前		人		円		
					中学生		人		円		
					計		人		円		
受付		審査		入力		認定・却下					

注意

- 1 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名および代表者名を記入してください。
- 2 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入年金」、「譲渡所得の有無」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「配偶者等」の「氏名」、「職業」、「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
「※住所」の欄は、配偶者等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合のみ記入してください。
また、配偶者等が、本年（1月から5月までの月分については前年をいいます。）1月1日に「※住所欄」と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 6 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や、請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 「加入年金」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「1」、「6」から「99」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
「99」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「1」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」または「高任」と記入してください。
- 10 「所得の状況」の欄は、請求者および配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税または特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得または雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が0円を下回る場合には0円とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額および雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等にかかる事業所得等の金額、長期譲渡所得金額および短期譲渡所得金額（譲渡所得にかかる特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）ならびに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税または特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除または勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 11 「扶養親族等および児童の数」の欄は、市町村民税または特別区民税における同一生計配偶者および扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者および老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。 いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの。
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係および請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人または父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者または配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者または配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税または特別区民税における同一生計配偶者および扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 「11」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑪ 支払希望金融機関への確実な支払のため、当該金融機関の通帳またはカードの写し
(銀行名・支店名または支店番号・口座番号および口座名義の判読できるもの)
公金受取口座を利用するを選択した場合、当該金融機関の通帳またはカードの写しの添付は不要です。